

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

神奈川県小田原市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 名称

〇〇センター

二 所在地

小田原市〇〇1-1-1

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受入れ可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 開放する曜日

〇曜日～〇曜日

二 開放する時間帯

午前〇時～午後〇時

三 休業日

四 受入可能人数

〇人

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理者は、次に掲げるとおりとする。

氏名：

連絡先：

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 甲は、神奈川県を対象とする熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

- 2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞り場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(応急の対応)

第9条 乙は、住民その他の者について、体調の悪化等の異変を察知したときは、水分補給や医療機関の受診等について、可能な範囲で便宜を図ることとし、適宜、救急車の出動要請や、応急処置など必要な措置をとる。

(損害賠償)

第10条 対象施設の瑕疵による場合の第三者からの損害賠償について、甲は負わない。

(変更の協議)

第11条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(対象施設運用期間)

第12条 指定暑熱避難施設の運用期間は、熱中症警戒情報等の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、指定の日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の2箇月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

甲 氏名
住所

乙 氏名
住所